



No.0661

一般社団法人 大森青色申告会

令和 3. 2. 1

受付で会員カードをご提示下さい。 期限内申告と早期提出にご協力を！

所得税及び復興特別所得税の申告期限と納付期限は

～ 3月15日(月)です。振替納税は4月19日(月)

消費税及び地方消費税の申告期限と納付期限は

～ 3月31日(水)です。振替納税は4月23日(金)



当会では、コロナ対策としての三密回避や待ち時間短縮と混雑緩和のため、決算申告相談に「予約制」を導入いたしております。まだご予約がお済みでない方は予約状況に若干の空きがございますので、至急ご予約をお取り下さい。

予約期間には個別の相談時間を多く取り、ゆつくり相談できる環境を作っておりますので、是非、予約期間をご利用になり申告して頂きたいと思っております。

また、先着順受付期間においては、長時間お待たせしてしまうことが予想されますので、お時間に余裕を持ってご来所頂けますようご協力をお願い致します。

申告会では、早期提出を奨励しておりますので「予約制」を活用して早期提出にご協力下さい。

早期提出にご協力を！

【期限後申告のデメリット】
申告した内容に誤りがあった場合、申告期限内であれば、『訂正申告』をするだけで誤りを直すことができますが、申告期限を過ぎて訂正する場合には、『修正申告』又は『更正の請求』の手続きが必要になります。『修正申告』の場合は、延滞税及び過少申告加算税の納付が必要となる場合があります。『更正の請求』の場合にも、証票書類等の提出が必要で、納め過ぎた税金が還付されるまで時間を要します。

また、65万円又は55万円の青色申告特別控除が受けられなくなる他、融資等に悪影響が出るケースや、青色申告の承認自体を取り消される場合もあります。

早期提出で安心して確定申告を行いましょ。

予約期間 2月1日～3月8日まで(3月9日より先着順受付開始！)

確定申告は、是非予約指導期間にお越し下さい。

必ず2面のチェックシートをご覧になりご来所下さい。資料不足などで相談出来ない場合も有ります。

一般社団法人大森青色申告会では、「税理士会」の協力を得て、「正しい決算と申告」をモットーに、会員の皆様の決算確定申告相談及び申告書を受付けます。

2020年中に土地や建物等・株式等の譲渡を行った方へ

土地や建物等・株式等の譲渡を行った方は、他の所得(事業所得や不動産所得等)とは別に税金を計算します。以前からご案内しておりますが、上記の譲渡所得がある方は事前相談が必要です。

【事前相談を受けた方(ご自身で計算書類を作成した方を含む)】

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成済みなので、他の所得と合わせて青色申告会で提出することができます。

※ご自身作成の申告書添付書類のチェックは致しかねますのでご了承ください。

※損失の繰越しのみの場合も同様です。

【事前相談を受けていない方】

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」が未完成なので、譲渡所得に係る書類を作成できません。よって、譲渡所得以外の計算はできますが、最終的には所轄税務署での指導を受けていただきます。

会費未納の方へ納付のお願い

青色申告会は会員皆様の会費で運営をしています。確定申告期のご予約を取っていただく場合、令和元年分の会費の未納がありますとご予約をお受けすることが出来ません。先着順相談期間の場合も同様です。会費が未納になっている方はご相談当日に納付していただくか、事前に納付していただきます様お願いします。



また、12か月以上会費が未納となりますと自動的に退会となってしまいます。未納で退会となった方が再度入会されるケースが見受けられますが、その場合入会時に昨年度からの未納会費分と併せて翌年度の会費も頂戴することになりますのでご了承ください。

青色コーナー設置の協力要請状の伝達式が行われた

●● 事務局よりお知らせ ●●

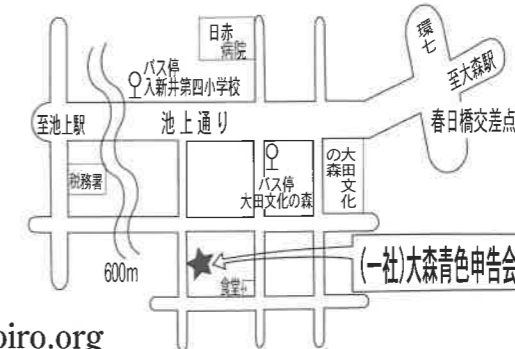
3月16日(火)は創立記念日のため、
3月17日(水)・18日(木)・19日(金)は
税務研修の為お休みとなります。

去る1月14日(木)大森税務署に於いて、青色コーナー設置に関する「協力要請状」が名取税務署長より大森税務署の外部指導会場である池上会館に青色申告の普及と納税者の記帳水準の向上のため青色コーナーが設置され2月16日(火)より青色推進委員が従事する運営の協力を当会に依頼され、協力要請状の交付がされました。後日徳永会長より「保秘等に関する確認書」を名取税務署長に提出し、個人情報保護の順守を約束した。



一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-airo.org>



無料法律・保険相談
休止のお知らせ

繁忙期を迎え、1月から3月までの期間、無料法律相談・保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定です。是非ご利用ください。

▶ 事務局からのお知らせ

指導サポート料(決算カンパ)のお願い

令和2年7月開催の理事会において会費の値上げに係る議案は先送りされ、昨年に引続き「指導サポート料」をお願いすることで対応していくことが決議されました。役職員一同一丸となり頑張っておりますので何卒会員の皆様のご理解をいただきたくご案内申し上げます。

このサポート料は確定申告に臨時でかかる指導員、電子申告などでかかる郵送費・人件費、また消費税の増税からの経費負担分として利用させていただきます。

何卒今後の運営のためにもご理解の上ご協力いただけますようお願いいたします。

税務上の取扱い

指導サポート料として納入いただきますので「会費の納入」と同様の取扱いになります。

一般社団法人大森青色申告会 会長 徳永洋昭

【新型コロナウイルス感染防止のために】

申告会では会員の皆様並びに指導職員の「健康を守る」を第一と考え、新型コロナウイルス終息宣言が発令されるまでの期間においては、感染防止・感染拡大防止対策をとりながらの対面での相談をさせていただきます。ご不便をおかけいたしますがご理解とご協力をお願いします。

[申告会での感染予防・感染拡大防止対策について]

- ①職員は、手洗いうがいなど衛生面に留意し、マスク着用にて対応します。
- ②出入り口には消毒薬を設置いたします。
- ③受付・対面での相談場所には飛沫防止シートを設置いたします。
- ④相談等終了後、机、椅子などの備品を都度消毒いたします。

[ご来所される皆様をお願いする事] (ご相談をお受けする場合の条件)

- ①マスクの着用のない方、発熱・体調不良がわかる方、咳込みの激しい方は事前に予約頂いている場合であってもご相談の受付をお断りいたします。
- ②来所の際には、マスクの着用と消毒薬や石鹸での手洗をお願いします。
- ③来訪時、検温を実施させていただきます。
- ④ご相談はお一人(1事業主)1日1回を限度とし、おおむね30分～45分程度とさせていただきます。※対応時間はご相談内容によって異なります。
- ⑤ご来所は、可能な限り事業主又は経理担当者1名でお願いします。付き添いの方の場合は、相談時には1階にてお待ちください。
- ⑥万が一、申告会に於いてクラスターが発生した場合や職員が感染した場合は、先着順期間(令和3年3月9日～3月13日)を短縮する場合があります。できるだけ予約期間をご利用いただき、先着順でおいでいただく場合には電話やホームページでご確認の上おいでください。先着順期間が短縮されても振替期間はありません。また、予約期間に発生した場合には先着順期間を短縮し振替ます。
- ⑦先着順期間では三密を防ぐため整理券の配布等で対応させていただきます。
- ⑧三密を回避するため混雑時には指導会場への入館制限をかけることがあります。

----- 確定申告期 スケジュール -----

令和2年分 所得税決算申告指導	予約制受付	令和3年 2月1日(月)～3月8日(月)	完全予約制 お電話でご予約ください。土曜日のご予約は2月20日、2月27日、3月6日の午前中のみとなります。 ※1月7日以降にご予約された方は、予約ハガキの発送は行いませんのでご自身でメモ等をお取りください。
	先着順受付	令和3年 3月9日(火)～3月13日(土)	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 土曜日の指導は3月13日の午前中のみ(受付は11時まで)です。 ◆例年混雑しますので、予約制の期間をご利用ください。
令和2年分 消費税申告指導	先着順受付	令和3年 3月22日(月)～3月31日(水)	受付時間：午前9時～11時00分、午後1時～3時30分 土曜日は営業していません。 ◆平成30年分の売上課税高が1,000万円以上の方等は、令和2年分の課税売上高が1,000万円未満でも確定申告が必要です。 ◆10%・軽減税率対象8%分て資料等を区分してください。区分していない場合は、ご相談をお断りする場合がございます。

----- 「確定申告のご相談」お出かけ前チェックリスト -----

※12月上旬にお送りしております「確定申告のご案内」に同封しております『冊子』も併せてご参照下さい。
※昨年e-Tax・代理送信をご利用の方には、税務署から所得税・消費税の申告書は送付されません。

チェック欄	チェックする内容
	平成30・令和元年度分の決算書、申告書の控えはありますか？(2年分が必要です) (損失・株の申告・修正・更正があった場合はその控え) ※但し株の申告については事前相談が必要です。
	各種帳簿、月別集計表の記入・合計は出来ていますか？
	自由業・給与所得者は支払調書・源泉徴収票はありますか？
	年金受給者は日本年金機構(旧社会保険庁)等より送られてくる源泉徴収票はありますか？
	申告会から送られてくる減価償却表はありますか？
	減価償却の対象となる資産の購入・変更のある方は明細書・領収書はありますか？
	借入金のある方は、計算明細表はありますか？(令和2年中に支払った借入利息がわかるもの)
	源泉徴収簿(専従者・従業員)の源泉税領収証書(納付書)はありますか？
	医療費の令和2年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？ 領収書はありますか？(保険等で補填される金額も集計してください)
	国民健康保険の令和2年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？
	国民年金の令和2年1月～12月に支払った領収証書または、控除証明書はありますか？ 領収証書の原本または、控除証明書の添付が義務付けられましたので必ずご持参ください。
	国民年金基金の控除証明書はありますか？(加入者のみ)
	介護保険の令和2年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？
	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除証明書はありますか？(加入者のみ)
	地震保険料、長期損害保険料の控除証明書はありますか？(加入者のみ)
	小規模企業共済の控除証明書はありますか？(加入者のみ)
	下書きはお済みですか？申告会で送付した決算書・申告書の下書き用をご利用下さい。
	朱肉印鑑(認印で可)はありますか？(シャチハタ印不可)
	その他、株式等・土地・建物の売買のあった方は事前に内訳書の作成が出来ていますか？
	青色申告特別控除65万円又は55万円を受けられる方は、必ず帳簿をご持参ください。
	65万円の控除を希望される場合は、e-Taxによる電子申告が必要です。(注)事前指導は受けましたか？ マイナンバーカード及びその暗証番号を用意して下さい。電子証明書の有効期限もご確認下さい。
	譲渡所得の内訳書(申告期間中の譲渡所得の内訳書の作成は行いません)
	株式等の計算明細書(申告会での、株式等の計算明細書の作成は行いません)
	確定申告をする方及び控除対象配偶者や扶養親族の身分証明書とマイナンバー通知カード若しくはマイナンバーそのものの控え(マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード)
	税務署より発送されている令和2年分確定申告のお知らせハガキ(青色の6面刷り)